

# 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道樺戸郡浦臼町

# 目 次

<b>1. 基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 浦臼町の概況 .....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向 .....	3
(3) 行財政の状況 .....	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針 .....	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	9
(7) 計画期間 .....	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	9
<b>2. 移住・定住・地域間交流の促進</b> .....	<b>10</b>
(1) 現況と問題点 .....	10
(2) その対策 .....	11
(3) 計 画 .....	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	12
<b>3. 産業の振興</b> .....	<b>13</b>
(1) 現況と問題点 .....	13
(2) その対策 .....	17
(3) 計 画 .....	17
(4) 産業促進区域及び振興すべき業種 .....	19
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	19
<b>4. 地域における情報化</b> .....	<b>20</b>
(1) 現況と問題点 .....	20
(2) その対策 .....	20
<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....	<b>22</b>
(1) 現況と問題点 .....	22
(2) その対策 .....	23
(3) 計 画 .....	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	25

<b>6. 生活環境の整備</b>	-----	<b>26</b>
(1) 現況と問題点	-----	26
(2) その対策	-----	29
(3) 計 画	-----	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	-----	30
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進</b>	----	<b>31</b>
(1) 現況と問題点	-----	31
(2) その対策	-----	32
(3) 計 画	-----	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	-----	35
<b>8. 医療の確保</b>	-----	<b>36</b>
(1) 現況と問題点	-----	36
(2) その対策	-----	36
(3) 計 画	-----	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	-----	37
<b>9. 教育の振興</b>	-----	<b>38</b>
(1) 現況と問題点	-----	38
(2) その対策	-----	40
(3) 計 画	-----	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	-----	41
<b>10. 集落の整備</b>	-----	<b>42</b>
(1) 現況と問題点	-----	42
(2) その対策	-----	42
(3) 計 画	-----	42
<b>11. 地域文化の振興等</b>	-----	<b>43</b>
(1) 現況と問題点	-----	43
(2) その対策	-----	43
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	-----	<b>44</b>
(1) 現況と問題点	-----	44

(2) その対策	-----	44
<b>1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	-----	<b>45</b>
(1) 現況と問題点	-----	45
(2) その対策	-----	45
<b>事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分</b>	-----	<b>46</b>

# 1. 基本的な事項

## (1) 浦臼町の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

浦臼町は、明治20年、樺戸集治監の囚人によって月形～晩生内間の道路を開削したことにより開拓の第一歩が始まり、明治32年に月形村（当時）より分村、昭和35年に町制が施行されて浦臼町となり、平成11年に開町100年の節目を迎えた。

本町は、北海道の中西部、空知管内のほぼ中央に位置し、総面積101.83km<sup>2</sup>となっている。地勢は概ね平坦で所々に高丘があるが、いくつもの川や沼が点在し地味肥沃で気候的には高温適雨で農耕に適している。冬期は雪が多く、年間降雪量は8m～9mに達する。

交通状況は、国道275号が南北に縦走し、石狩川の対岸奈井江町へは道道278号によって結ばれており、中空知広域圏の中心地・滝川市まで約20km、旭川市及び札幌市へはともに約65kmの距離にある。平成14年度に奈井江大橋、平成22年度に美浦大橋が完成したことにより利便性が向上した。一方で、昭和10年に開通されたJR札沼線が、令和2年4月17日の運行を最後に廃線（北海道医療大学駅 - 新十津川駅間）となり、85年の歴史に幕を閉じた。

基幹産業は、農業で稲作中心の純農村として発展してきた。昭和50年代からは、減反政策の影響もあり施設園芸作物など多様化が進み、花き、メロン、そばなど質・量ともに安定した産地として市場での評価も高まっている。また、内陸的気候を利用して、昭和49年から始まった加工用（ワイン用）ブドウづくりも順調に進み、栽培面積は日本最大級となっている。平成15年には農産物処理加工施設「恵彩館」が完成、ブドウの皮の再利用やミニトマトジュースなど付加価値をつけた新たな農業の取り組みを始めた。

なだらかな丘陵地帯に広がり、自然資源に恵まれた本町は昭和48年「自然休養村」の指定を受け、観光レクリエーション施設の整備に着手し、平成6年から平成11年の間に「シンボリックパークつるぬま整備事業」・「フレッシュアップ鶴沼事業」と鶴沼公園の一大整備を実施した。平成11年には「道の駅つるぬま」がオープン。鶴沼公園と一体的な整備に力をいれることにより、豊かな自然環境を活かした観光の拠点づくりに取り組んでいる。

本町ならではの特性・資源を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成27年に第4次浦臼町総合振興計画『うらうすチャレンジプラン』を策定し、「人と農と

自然が結び合う「空知の夢大地・浦臼町」という将来像の実現に向けた様々な施策を展開してきた。しかし、近年、少子高齢化・人口減少の急速な進行や全国各地における大規模な自然災害、そして新型コロナウイルスの感染拡大がパンデミック（世界的な大流行）となり、社会・経済情勢が大きく変化していることから、様々な分野において新たな対応が求められている。

## イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年国勢調査の7,151人をピークに減少を続け、昭和50年には3,960人、その後も減少傾向は続き、平成27年には1,985人となり、過疎化に歯止めがかからない状況が続いている。

これは、昭和32年から始まった石狩川治水事業に伴う耕地買収による離農、転出が大きな要因となっているが、厳しい農業情勢下による農業就業人口の減少、さらには地元で働く場所がない等の理由により、若者の町外への流出と少子化傾向による出生率の低下等の影響も大きく、今後もこの傾向は続くものと思われる。

「第2期浦臼町人口ビジョン」の推計によると令和7年1,593人となっており、今後も減少していくものと予測されている。

このような状況下において、本町の振興に向けては総合振興計画など各種計画と本計画との整合性を図りながら施策を展開していく。

## ウ 地域経済の現状と今後の動向

稲作を中心とした農業を基幹産業とする本町は、その発展により今日まで町の経済基盤を支えてきた。しかしながら、昭和45年当時、総世帯数の50%、全就業人口の60%を農業従事者で占めていたが、平成22年度には、農家世帯数210戸（同22.2%）、農家人口が576人（同37.7%）、令和元年度には、農家世帯数160戸、農家人口が459人（同37.7%）と減少の一途をたどっている。

これは、農業の機械化による省力化や経営の大規模化による影響もあるものの、過去の減反政策や農産物の輸入自由化の流れの中での食糧自給率の低下など農業を取り巻く環境の変化や悪化による離農・廃業農家が増えており、担い手不足が大きな課題となっている。このような状況に対応するために、多様な農業振興施策の推進を図り、新規就農者等の担い手の育成・確保を進めるとともに、低コスト化につながる生産技術の導入やスマート農業の促進、生産基盤の整備、農業経営の法人化について計画的に推進していく。

平成10年には浦臼町、下徳富、新十津川町の3つの農協が合併、ピンネ農業協同組合が設立。同年、「農業生産法人神内ファーム21」が営業を開始し、北の大地で南国のマンゴーを育てるなど、新たな農業への挑戦が広がり始めている。

平成11年には、米の一括集中管理施設「米穀乾燥調製貯蔵施設浦臼ライスターミナル」が建設され、農業の体質強化と自立促進に向けた取り組みの大きな拠点としての役割を果たしている。

令和元年には浦臼町ジビエ処理加工センターを建設。野生鳥獣による農業被害を低減するとともに、捕獲したエゾシカを食肉加工し、「ジビエ」として有効活用することで地域の所得向上と活性化を推進していく新たな事業を開始した。

2次・3次産業を含めた産業全般では、経済不況の長期化による個人消費の伸び悩みが続き、既存企業の整理合理化に伴う工場閉鎖による雇用環境の悪化から、依然として過疎化の進行に歯止めがかからない状況にある。

本町は、中空知広域市町村圏の西端に位置し、滝川市・砂川市を中心とした生活経済圏に属している。モータリゼーションの進展により生活圏が拡がり、消費者の購買力も町外へ流出している現状にある。この圏域での本町は、農業地帯として食糧供給基地の位置づけにあり、圏域全体をみても主要な石炭産業の衰退、農業情勢の激変などにより人口流出が極端に進み、経済活動も停滞傾向にある。

今後は、基幹産業である農業の振興発展はもとより、新たな取り組みとして農業の第6次産業化や豊かな自然が存在する地理的特性をさらに活用し、自然志向の都市住民をターゲットとした観光拠点づくりや定住促進に資する施策、高齢者等交通弱者に配慮した生活交通の維持・整備などが地域の活性化・持続的発展に向けた取り組みとして求められている。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口は昭和30年の7,151人をピークに、減少を続け、平成27年で1,985人となり、昭和30年から平成27年までの60年間の減少率は72.2%となっている。高齢化・少子化等から今後も人口減少は進むと見込まれる。

年齢階層別では、15歳未満の年少人口は197人(9.9%)、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は1,019人(51.3%)、65歳以上の高齢者人口は769人(38.7%)となっており、人口減少による過疎化とともに少子高齢化が進行している。

次に、産業別就業人口の推移についてみると、第1次産業人口が平成7年47.7%、平成12年44.4%、平成17年46.8%、平成27年51.1%、第2

次産業人口が平成7年18.3%、平成12年18.7%、平成17年13.5%、平成27年9.9%、第3次産業人口が平成7年33.8%、平成12年36.9%、平成17年39.6%、平成27年37.6%となっており、農業を主体とする産業構造となっている。

第2次産業は、近年の経済不況などによる町内企業の撤退等に伴う工場の閉鎖の影響によるものであり、今後も同水準で推移するものと見込まれる。

全体として本町における産業構造に定住人口を促進するほどの大幅な変化はみられていない。

これらの原因としては、バブル経済の崩壊や世界的な金融危機等景気後退の影響により雇用機会の減少、厳しい農業環境による離農・廃業農家の増加、移住・定住促進対策や少子高齢化対策の立ち遅れ等が要因になっていると思われる。

いずれにしても、本町の人口減少は農業環境の変化と雇用環境の脆弱さに起因しており、今後とも、この状況の好転の兆しすらみえない現状において、人口の減少傾向は続くものと推定される。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 人	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	
総数	6,860	3,960	-42.3%	3,058	-22.8%	2,417	-26.5%	1,985	-21.8%	
0歳～14歳	2,323	858	-63.1%	541	-36.9%	259	-108.9%	197	-31.5%	
15歳～64歳	4,158	2,661	-36.0%	1,906	-28.4%	1,345	-41.7%	1,019	-32.0%	
うち、 15歳～29歳(a)	1,849	780	-57.8%	368	-52.8%	283	-30.0%	175	-61.7%	
65歳以上(b)	379	441	16.4%	611	38.5%	813	24.8%	769	-5.7%	
(a)/総数 若年者比率	27.0%	19.7%	-	12.0%	-	11.7%	-	8.8%	-	
(b)/総数 高齢者比率	5.5%	11.1%	-	20.0%	-	33.6%	-	38.7%	-	



表1-1(2) 人口の見通し

(単位：人)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
予測値	1,985	1,784	1,593	1,412	1,245
目標値	1,985	1,820	1,659	1,533	1,417
	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
予測値	1,095	951	831	722	626
目標値	1,313	1,214	1,135	1,066	1,008

資料 第2期浦臼町人口ビジョン

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

行政組織については、地方分権・地方創生社会の到来と、厳しい財政状況にありながら、地域主権改革、社会保障制度改革など多種多様化する事務事業を限られた人員と財源でより効率的で円滑な行政サービスの提供が求められており、さらなる職員の資質向上や行財政改革の推進に取り組むことにより行政運営の適正化を期する必要がある。また、住民参加型の町づくりに対応すべく、一般住民から公募した福祉のまちづくり委員会、総合開発審議会など開発事業各種計画等に関する諮問機関を設けている。

令和3年4月現在、5課(1室)15系のほか、議会、教育委員会、農業委員会の3局と選挙管理委員会、公平委員会(共同設置)、監査委員の3局を設置し、職員54名(令和3年4月1日現在)を配して多様化、複雑化する行政需要に対処している。

広域行政については、中空知広域市町村圏組合の5市5町の構成市町として各種広域事業に取り組んでいるほか、砂川地区保健衛生組合、砂川地区広域消防組合、西空知広域水道企業団、空知教育センター組合、石狩川流域下水道組合にそれぞれ加入し、一部事務組合において各種事業を推進している。平成26年には生活機能の確保・充実に向けた連携を強化するため、中空知定住自立圏構想ビジョン協定を締結している。

また、国民健康保険・介護保険・障害者自立支援の各制度に係る業務を広域で処理する空知中部広域連合、廃棄物処理を広域で実施する中・北空知廃棄物処理広域連合、75歳以上の医療保険制度の運営を行う北海道後期高齢者医療広域連合に加入し、事務事業の広域化と効率化を図っている。

## イ 財政の状況

本町の財政状況は、令和元年度歳入総額4,157,483千円で、平成27年度歳入総額と比較すると5.3%増となっている。歳入総額に占める地方交付税の割合が35%を越えており、国の財政事情に大きく左右される状況にある。

令和元年度歳出総額は4,012,884千円で、このうち義務的経費25.0%、投資的経費21.6%、その他経費53.4%となっており、経常収支比率は79.4%のほか、財政状況の健全度を表す各種指標(表1-2(1)参照)が示すとおり、厳しい財政状況下にあることは変わりない状況である。

このような状況から、財政推計や財政健全化指標の推移を勘案し、限られた財源で普通建設事業の的確な選択と重点化に努めている。また、定員管理適正化計画や総合振興計画に基づく人件費等経常経費の徹底的な見直しと抑制など不断の行財政改革により、地方自治体を取りまく厳しい状況を打開し、持続可能な行政の確立と財政の健全化のため継続して取り組んでいく必要がある。

表1 - 2 ( 1 ) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,869,857	3,947,351	4,157,483
一般財源	1,955,769	2,016,871	1,816,995
国庫支出金	263,040	249,312	286,366
都道府県支出金	95,892	223,448	332,397
地方債	252,773	377,156	383,465
うち過疎対策事業債	112,300	192,480	277,500
その他	302,383	1,080,564	1,338,260
歳出総額 B	2,796,485	3,791,448	4,012,884
義務的経費	1,259,739	1,181,347	1,006,332
投資的経費	495,213	882,533	867,335
うち普通建設事業	456,448	877,402	865,678
その他	1,041,533	1,727,568	2,139,217
過疎対策事業費	206,615	335,710	752,424
歳入歳出差引額 C ( A - B )	73,372	155,903	144,599
翌年度へ繰越すべき財源 D	30,817	74,813	2,972
実質収支 C - D	42,555	81,090	141,627
財政力指数	0.2	0.2	0.2
公債費負担比率	26.5	24.7	19.5
実質公債費比率	18.7	11.1	-3.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	78.2	76.0	79.4
将来負担比率	52.8	-48.5	-58.5
地方債残高	4,606,050	3,614,705	3,894,905

表1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	30.9	38.7	53.0	55.8	58.0
舗装率 (%)	14.6	22.4	29.8	33.3	34.9
農道					
延長 ( m )	-	-	24,354	24,354	24,354
耕地1ha当たり農道延長(m)	3.5	0.39	8.94	8.72	-
林道					
延長 ( m )	-	-	6,017	6,017	6,017
林野1ha当たり林道延長(m)	2.8	1.4	1.2	1.2	-
水道普及率 (%)	14.5	35.3	36.1	87.0	93.1
水洗化率 (%)	-	-	-	81.0	72.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	5.1	6.0	-	-	-

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### ア 過疎の現況と成果

本町は、稲作を中心に馬鈴薯、豆類等の畑作や畜産を基盤とした農業を展開してきたが、近年の農業を取り巻く厳しい環境と農政の不透明さにより農業の魅力が薄れ、若者の農業離れが進み後継者のいない高齢化した農家形態になっている。それに伴い経済的基盤の活力低下は他の産業にも波及し、雇用環境を悪化させ若者などの町外流出が増え、一方では高齢者の増加と少子化による子どもたちの減少と人口構成のアンバランスから、集落機能の低下など農村社会の悪循環の流れによる典型的な過疎のまちとなっているのが現状である。

これらの課題に対応するための過疎対策事業として、農業の効率化・複合化の推進、若者の定住を促す住宅建設や上下水道事業の推進、生活環境の整備や高齢化社会に対応した福祉事業の整備、在宅介護支援センター建設や認定こども園の建設、情報化社会に対応した学校現場へのコンピューター教室の設置などを実施し、一定の成果を挙げ今日に至っている。

人口減少と高齢社会による過疎化が進行する中であって、若者の町外への流出抑制や現役世代の子育て支援を目的として、保育料や医療費無料化などの事業を展開しており、「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」等に基づいた事業を推進し、次世代育成支援を図っている。

また地域に住む人々の多くを占める高齢者に対しては、在宅における医療や介護の充実・生活支援、町内外に係る生活交通の確保などへの取組みが課題としてあげられる。さらに、豊かな自然環境が現存する本町の地理的特性を活かし、鶴沼公園や道の駅つるぬまを拠点とした観光の振興・情報発信を図ることにより、自然志向の都市からの観光客等の関係人口を増やすことは、地域の活性化にもつながる取組みの1つとして考えている。

### イ 今後の取組

人口減少・流出、高齢化の進行、基幹産業の低迷など多くの課題に加え、昨今の新型コロナウイルス感染拡大が町民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている中ではあるが、これらの課題解決に向け「北海道過疎地域持続的発展方針」や「第4次浦臼町総合振興計画」などの上位計画に基づき、安全・安心な暮らしの確保と持続可能な地域づくりを進めていく。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口目標値…令和6年度 1,690人

- ・第2期浦臼町人口ビジョン(令和元年度策定)に基づき、令和6年度の人口目標値を1,690人とする。
- ・浦臼町総合戦略に基づき、令和6年度までの移住者増加目標値を15人(年間3人)とする。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価の時期、手法…原則として毎年度末、住民組織等へ報告する。

## (7) 計画期間

計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画は「浦臼町総合振興計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示している。

建築後30年間経過している施設が全体の約40%となっており、今後は維持更新費が増大していくものと見込まれ、計画的かつ効率的に対応していくことが課題となっている。

今後は当計画の基本方針を踏まえ、町民生活や地域の経済活動の基盤となるインフラ資産等の公共施設の長寿命化を推進していくとともに、施設の集約化や廃止等を行い保有総量の維持・縮減に取り組んでいく。

基本方針1 総量資産の適正化

基本方針2 長寿命化の推進

基本方針3 民間活力の導入

## 2 . 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

若者を中心とした働き方や価値観の多様化が進み、また、ICT 化の進展等による場所を選ばずに仕事ができる状況も後押しし、地方への移住に関心が高まっている。

本町においてはそういった移住希望者からの相談に対応するワンストップ窓口を設けるとともに、新築・中古住宅の購入及び住宅リフォームへの助成、空き地・空き家バンクの運営による定住支援を実施している。

しかしながら、人口減少・過疎化に歯止めがかからない状況が続いていることにより、将来に向けた地域力の維持・強化を図るため、今後とも本町の特色である豊かな自然環境や美しい景観をPRしながら、分譲地の新設や空き家・空き地の有効活用の促進、インフラ整備などによる生活環境の改善や住宅の取得・リフォーム等の支援など、移住・定住に関する取組をさらに推進する必要がある。

#### イ 地域間交流の促進

近年、ライフスタイルの多様化や自然志向や田舎志向の強まりなどから「いやし」や体験を求める都市住民との交流が活発化する傾向にある。

本町には、例年数回にわたり、東京都をはじめとする都市部の中高校生が訪れ、農業体験学習「ファームステイ」の受入れを行っている。

しかし、高齢化や農業の多様化などにより受入農家数は年々減少し、個々の受入農家にかかる負担が増加している状況にあるため、受入体制の早急な整備が必要となっている。

今後は、交流の窓口となる組織への支援や受入れ態勢の整備、さらには、都市部への情報発信などにより地域間交流の推進を図ることが必要である。

また、本町は平成11年に記念すべき開町100年を迎え、これを期に開拓のため多くの人々が入植している高知県本山町と友好交流町の調印を行い、交流を始めた。

平成21年度からは、お互いの町の特産品を相手町のイベントなどで展示即売するなど、人的・物的両面の交流が行われている。

なお、中学生同士の交流が引き続き実施されており、平成26年度からは修学旅行で本山町を訪問する取組が実施されている。

令和元年度には開町120年を迎え、更なる交流の充実を目指し、浦臼中学校と高知県本山町立嶺北中学校で姉妹校の調印を交わした。

今後は、こうした交流の継続性と有効性を図りながら推進し、町民が他地域の人々や文化にふれる機会の創出や交流人口・関係人口の増加に努め、地域活性化や人材育成につなげていく必要がある。

## ウ 人材育成

全国的に身近な地域における人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化が懸念されている。本町においても、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからず、住民がお互いに支え合うことや、地域活性化の重要性が高まっていることから、明確な方向性を持ち、様々な団体をつないで、地域内の連携を主導するリーダーが求められている。

このため、町民主体のまちづくりへの助成の継続や、公共施設の有効活用を検討していくとともに、地域におけるリーダーの発掘・育成に取り組んでいく必要がある。

## (2) その対策

移住相談体制の強化。

住宅取得、リフォーム等への支援の継続。

浦臼町農業体験受入協議会と連携した、受入体制の整備促進。

友好交流町訪問事業推進（助成）。

定年退職者をはじめ、地域の優れた人材の発掘や育成及び、リーダーの育成。

### (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	地域間交流	浦臼駅周辺整備事業 多世代交流施設及び周辺施設建設 実施設計・建設	町	
	過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住	住宅リフォーム等補助事業  基金積立 空き家等に対する除却工事費を補助し、安心 かつ安全な生活環境を確保するとともに、新 築やリフォーム等工事費を補助し、快適な住 宅環境の整備を促進して人口流出を抑制す る。また、町内企業への新たな経済効果も生 み出し、本町の持続的発展に資する。	町	
		住宅取得助成事業 将来にわたり町内に生活基盤を置くための施 策を実施することにより移住及び定住を促進 し、地域の活性化を図る。	町	
	地域間交流	友好交流町交流事業 (高知県本山町) 高知県本山町と交流の促進と産業や教育を通 じた情報交換を目的として中学生・一般町民を 対象とした人的な相互交流の実施に助成金を 支給する。異なる風土や文化に触れ、相互の まちづくりの一助となり、それぞれの地域活 性化・発展に資する。	町	
		ふるさと交流事業 (東京浦臼会) 東京都在住の浦臼町出身者との交流を通じて 情報を交換し、特産品の特産品PRなど、町の 地域活性化・発展に資する。	町	
	その他	民間賃貸住宅等建設補助事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。



### 3．産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農 業

本町は、石狩川沿いから樺戸連山にかけて比較的穏やかな丘陵地帯に開けており、先人たちが開墾した肥沃で広大な農地を活用し、稲作を主体とした農業のまちとして発展してきた。

農業の経営形態は、水稻の生産に転作田を活用した麦・大豆・そば等の畑作、メロン・ミニトマト・花き等の施設園芸、または肉用牛の生産等を組み合わせた複合経営が中心となっている。

また、本町ではワイン用ブドウの生産が行われ、全国有数の作付面積を誇り、これを生かしたワインやジュースなども特産品となっている。

令和元年には浦臼町ジビエ処理加工センターを建設。野生鳥獣による農業被害を低減するとともに、捕獲したエゾシカを食肉加工し、「ジビエ」として有効活用することで地域の所得向上と活性化を推進していく新たな事業を開始した。

これまで、基幹産業である農業の振興に向け様々な施策を推進してきたが、農業情勢の厳しさは本町においても例外ではなく、農家数の減少や農業者の高齢化、新たな担い手の不足、これに伴う耕作放棄地発生の懸念など解決すべき課題が山積している。

このような状況に対応するためには、行政による多様な農業振興施策の推進と併せ、農業者自らが我が国農政の大きな転換期を迎えている情勢を的確に把握し、積極的かつ主体的に農業に取り組む環境づくりを進める必要がある。

このため、新規就農者等の多様な担い手の育成・確保を進めるとともに、省力化や低コスト化につながる生産技術の導入やスマート農業の促進、生産基盤の整備、農畜産物のブランド化、農産加工品の開発・製造体制の構築、地産地消等を進めていく必要がある。

農家数・農家人口の推移

年度	農 家 数				農 家 人 口 (人)
	総 数 (戸)	専 業 (戸)	1種兼業 (戸)	2種兼業 (戸)	
S55	505	176	232	97	2,211
S60	469	152	225	92	1,980
H2	407	123	222	62	1,636
H7	360	132	166	62	1,390
H12	270	101	136	33	1,142
H17	236	106	106	24	911
H22	199	109	72	18	705
H27	179	132	34	13	409
R2	166	-	-	-	459

経営耕地面積の推移

年度	経 営 耕 地 面 積				農家1戸当たり 経営耕地面積 (ha)	農家戸数 (戸)
	総 数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)		
S55	2,949.13	2,544.07	405.03	0.03	5.84	505
S60	2,903.21	2,555.37	347.69	0.15	6.19	469
H2	2,892.95	2,469.58	422.37	1.00	7.11	407
H7	2,874.63	2,462.50	398.82	13.31	7.99	360
H12	2,738.58	2,353.13	373.33	12.12	10.14	270
H17	2,674.00	2,297.86	368.14	8.00	11.33	236
H22	2,793.00	2,341.00	446.00	6.00	14.04	199
H27	2,628.00	2,236.00	385.00	7.00	14.68	179
R2	2,786.00	2,080.00	587.00	119.00	17.41	160

資料 農林業センサス

## イ 林 業

本町の森林面積は4,884haで、総面積の48.0%を占めており、この恵まれた資源を背景とした林業は、基幹産業である農業とともに本町の発展に大きな役割を果たしてきた。本町においてもこれまで、計画的な町有林の造林や林道・作業路等の路網整備と併せて、育成・保育といった維持管理に努めてきた。

しかし、外材の輸入などによる木材需要と価格の低迷などにより森林所有者の林業に対する関心が低下し、林業従事者の減少と高齢化等とも相まって管理・育成事業が停滞しており、森林機能の総体的な低下が懸念される。

このため、今後は関係機関・団体と連携し、適正な森林資源の育成・保全を図り、森林の持つ多面的機能を発揮させるとともに、豊かな森林資源を将来へ引き継ぐ必要がある。

この目指すべき森林資源の姿を実現するためには、町有林・民有林ともに計画的な間伐保育事業や管理育成事業の展開等により、優良木材の生産に向けた取組を強化するとともに、林道や作業路といった路網の整備及び維持管理を適切に実施し、停滞している森林経営に対する関心を再度、高揚させていく必要がある。

また、この豊かな森林などの自然環境が存在するゆえに、エゾシカやキツネ等の在来野生動物が私たちと共存しているほか、特定外来生物であるアライグマ等も多く生息していることが確認されており、これらによる農作物や森林への食害といった農林業被害問題も深刻化している側面もあることから、ジビエ処理加工センターの活用をはじめとした有害鳥獣対策の展開が必要となっている。

## ウ 商工業

本町では、古くから小売業を主体に町内の購買ニーズに应运してきたが、小規模個人経営が大部分を占める商業構造にあって、車社会の一層の進展や大型店の進出、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって取り巻く環境は一層厳しさを増している。

このため、人々が集うにぎわい空間づくりという視点に立ち、町民及び事業者と協働しながら商店周辺の景観づくりを進めていくとともに、商業振興の核となる商工会の育成・強化のもと、商店個々の経営の安定化、サービスの向上等を促進していく必要がある。

一方、工業は、地域活力の向上や雇用の場の確保に直結する重要な産業だが、平成30年の工業統計調査によると、本町の製造業の事業所数（従業者4人以上）は2事業所、従業者数は16人となっている。

これまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきたが、地方の経済が依然として低迷を続ける中で、取り巻く情勢は厳しさを増しつつある。

このため、今後は浦臼町中小企業振興条例（平成28年度制定）や浦臼町企業立地促進条例（平成30年度制定）に基づき支援事業を行い、商工会等との連携のもと、既存企業の体質強化・安定化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取組、優良企業や研究機関等の誘致を進めていく必要がある。

本町においても、産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、町内における雇用機会の不足が大きな問題となっており、町外に雇用の場を求める労働者も少なくない。各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携や広域的連携のもと、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要がある。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止から、飲食業を中心に消費が急激落ち込んでいる。事業所や雇用者を維持していくため、国の臨時交付金等を活用し、地域経済への支援を継続している。

## エ 観 光

本町は、美しく豊かな自然に包まれた農村地域であり、道の駅つるぬまや浦臼温泉、鶴沼公園キャンプ場などのアウトドアレクリエーション施設、うらうす夏の味覚まつりや浦臼産ぼたんそば収穫祭等のイベント開催等、魅力ある観光・交流資源を有している。

しかし、宿泊施設の不足等により日帰り客がほとんどを占めているほか、観光・交流資源についても、観光客が年間を通して繰り返し訪れたいと思える魅力ある観光基盤としての活用は必ずしも十分とはいえない状況にある。

さらに、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響からイベントの中止により浦臼温泉等の観光客は大幅に減少した。関係人口の減少は、地域経済全体の消費落ち込みとなった。

今後は、感染予防対策を行い、新しい観光スタイルに対応した観光振興策を講じ、関係人口の増加に向けて取り組んでいく。

また、これまで進めてきた「産業観光推進ランドデザイン」等に基づき、老朽化が進む道の駅つるぬまや自然休養村センター、鶴沼公園キャンプ場の整備をはじめ、地場産の優れた味覚を有する農畜産品の積極的なPRや地場産品を使用した食事の提供、土産品となるリーズナブルな価格の農畜産物加工品の開発・販売促進など、既存観光・交流施設の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしを行い、通年型・滞在型の観光地づくりやリピーターの増加を進めていく必要がある。

## (2) その対策

土地改良事業を推進し、農業生産基盤の強化を図る。

新規就農者等の多様な担い手の育成・確保。

省力化や低コスト化につながる生産技術の導入やスマート農業の促進。

商工会等と連携した商業活性化と事業者への支援。

観光拠点の整備と観光事業の推進。

## (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	基盤整備 農 業	農地整備事業(晩生内地区) 受益面積 408ha	道	
	(4)地場産業の振興	農産物加工研究センター建設事業	町	
		農産物処理加工施設給水工事実施設計	町	
		農産物処理加工施設給水工事	町	
	(8)観光又はレクリエーション	観光交流拠点施設整備事業基本・実施設計	町	
		観光交流拠点施設整備事業整備工事	町	
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業	畜産振興資金利子補給費補助事業 畜産振興資金の利子分を補助することにより 畜産業の近代化・大規模化を図り、担い手対策及び農業の振興に寄与する。	町	
		農業経営基盤強化資金利子補給事業 農業経営基盤強化資金の利子分を補助することにより、認定農業者の経営安定と近代化を図るとともに担い手の確保・農業活性化に資する。	町	
		農業活性化支援事業 次代を担う農業経営者が行うスマート農業に要する経費や、新規就農者に対する補助を行うことにより、担い手の確保・農業活性化に資する。	町	
		水稻直播栽培技術普及事業 町内における主要作物である水稻について、直播栽培技術の導入を補助し、省力化・低コスト化を図ることで、休耕田等の有効活用に繋がり、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。	町	

2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	若手農業者チャレンジ応援事業 新規就農者を含む若手農業者が取組む新規作物や新技術の導入等を支援することで、経営の多角化・安定化を図り、担い手の確保・育成に繋がることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	町	
		基幹水利施設管理事業 浦臼地区 土地改良区と連携し、大規模で公共性の高い揚水機場等の水利施設の効用を適正に発揮できるように管理することにより、水田農業の基盤安定と振興を図ることにより農業の活性化に資する。	町	
		国営造成施設管理体制整備促進事業 食料生産基盤としての機能のみでなく、水資源のかん養や洪水防止など多面的機能を有する水利施設を地域全体の共通資本と捉え、地域住民と連携のもとその管理体制を強化することにより、農業の振興のみならず、集落機能の活性化にも寄与する。	町	
		中小企業振興事業 本町における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化、事業の拡大、雇用の促進を図るため必要な助成を行い町経済の発展と町民生活の向上に資する。	町	
		地域活性化事業 浦臼町商工会が特産品消費拡大事業及び町民向けの小規模イベントを実施することにより、商店街等の活性化を図る。	商工会	
		観光振興対策事業 観光協会やイベント実行委員会等に対する補助を行い、観光拠点施設と一体となったイベント開催による入込客の増加に期待する。	町	
		観光PR事業 浦臼町観光大使「臼子ねえさん」を活用し、道内外へ特産品やイベントをPRし、町の認知度の向上とイメージアップを図る。	町	
		観光施設運営事業 浦臼温泉や道の駅の運営管理を行い、観光資源PRを図り、関係人口の創出をめざす。	町	

2 産業の振興	(11)その他	有害鳥獣駆除対策事業 食害防止・箱わな購入等	町	
		農産物加工施設運営事業 農産物処理加工施設管理運営業務委託料	町	
		商工振興事業/商工振興事業補助金	町	
		鶴沼公園等施設管理事業 鶴沼公園等管理業務委託料	町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
浦臼町全域	製造業、農林水産物等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 4．地域における情報化

### (1) 現況と問題点

スマートフォンやタブレット端末の普及、SNS等の利用拡大などにより、情報通信環境は急速に向上し続けているほか、ロボットやAI、IoTなども生活に身近なものとなってきており、新たな社会（Society 5.0）を迎えようとしている。

本町では、民間通信事業者において段階的に情報通信基盤の整備が進められ、行政内部においても市内LANの構築、住民情報や諸証明発行業務のシステム化を図っており、町民の利便性向上や事務の効率化に努めてきた。

近年では、社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人情報・行政情報の適正管理や行政事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化などに取り組んできた。

また、ICTの発達・浸透により情報の発信や入手が容易になり、様々な分野においてその利活用が求められており、本町においても小中学校のコンピュータ教育を一層推進するため、パソコンやタブレット端末等の整備充実を図った。

最も一般的なICTといえるインターネットにおいては、一部の地区のみとなっていた民間通信事業者による通信インフラの整備が、町内全域に拡大されることとなった。

今後、こうした情報化や技術革新は、町民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化にこれまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、行政内部の情報化の一層の推進をはじめ、さらなる情報化や技術革新の利活用に向けた取組を進めていく必要があり、将来的には町と住民間における双方向サービスを確立することが望ましいと考える。

### (2) その対策

多分野におけるICTの活用、行政情報ネットワークの整備による業務の高度化・効率化を促進する。

事務のさらなる効率化と質の高いサービスの提供に向け、AIやRPAなどの導入について検討する。

電子自治体の構築に向け、自治体クラウドやガバメントクラウドによるコスト削減や災害時におけるシステム稼働体制の強化に努める。

情報化関係研修への参加を推進し、情報化に対応できる職員の育成を行う。



高齢者を対象に、情報化に関する情報提供や啓発を行う。

### (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 地域における情報化	(2)その他	総合行政システム更新事業	町	
		LGWAN接続ルータ・FW更新事業	町	
		ネットワーク機器更新事業	町	
		シンククライアントサーバー・ネットワーク サーバー更新事業	町	

## 5 . 交通施設の整備、交通手段の確保

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 道 路

道路は、住民の日常生活を支える基盤であるとともに、町の均衡ある発展や産業の振興に不可欠なものとして重要な役割を果たしている。

町内には、札幌市を起点として国道275号1路線が縦貫しており、この国道に接続している道道3路線、幹線町道42路線、その他町道72路線が町内を縦横に網羅している。本町と美唄市を結ぶ道道美唄浦臼線は、平成23年度に美浦大橋が完成し、より一層の広域的な交通体系の整備が図られると共に、利便性の向上に寄与している。

令和3年度からは道道浦臼停車場線を町で管理する道道とし、周辺道路と一体管理する事で除排雪などを含めた維持管理を効率的に行えるよう環境を整備した。

町道については、幹線町道総延長71.1km、その他町道の総延長77.4kmで、舗装率は幹線町道が50.2%、その他町道は20.9%となっているが、舗装道路の老朽化が進行しており、改修も含め適切な維持管理が求められる。

また、本町で管理している橋梁は63橋あり、道路改良や橋梁整備事業により事業を進めてきたが、経年劣化等により老朽化が進んでいる橋梁もあり、平成24年に浦臼町橋梁長寿命化計画を策定し、計画的に維持補修を実施している。

冬期間の除雪は、より快適で安全な生活を送るため、町道除雪路線として92.8kmを実施しており、市街地については適時排雪を実施している。歩道については、学校の通学路を除いては冬期間閉鎖された状態である。冬期間の交通路線確保と安全性向上のため、除雪機械の整備と除排雪体制の充実強化を図る必要がある。

#### イ 交 通

公共交通は、住民や観光客の移動手段として欠かすことのできない重要な社会基盤である。

本町の公共交通機関は、民間バス会社(中央バス)の路線バスが運行されているほか、町営バス、混乗型スクールバスを運行している。また、平成25年10月より乗合タクシーの運行を開始し、地域住民の公共交通手段の確保に努めている。

しかし、路線バスは車社会の進展による利用者の減少等から路線維持に伴う負担金が増加しているほか、老朽化している町営バスの維持経費も増加している。

加えて、令和2年4月1日よりJR札幌線（北海道医療大学～新十津川間）廃止に伴う代替路線バスの運行が開始された。

また、高齢者をはじめとする交通弱者の身近な交通手段の確保も課題となっており、乗合タクシーの運行や交通弱者に対する支援など、公共交通空白地域を解消する公共交通体系を確立することが求められている。

## 道路状況

道路種別	m		m		m			ヶ所		
	総延長 A	改良済延長		未改良 延長	路面別内訳			橋梁		
		延長 B	比率 B/A		砂利道	舗装道 C	比率 C/A	永久橋	木橋	
国道	11,900	11,900	100.0	-	-	11,900	100.0	7	-	
道道	4,652	4,652	100.0	-	-	4,652	100.0	1	-	
町道	S60	153,498	39,137	25.5	114,361	133,804	19,694	12.8	59	1
	H2	152,771	57,913	37.9	94,858	119,715	33,056	21.6	59	1
	H5	153,158	61,695	40.3	91,463	115,107	38,051	24.8	63	0
	H10	153,048	75,067	49.0	77,981	104,795	42,119	27.5	63	0
	H15	147,727	80,927	54.8	66,800	104,795	49,164	33.3	63	0
	H20	147,719	82,416	55.8	65,303	98,526	49,193	33.3	63	0
道	R1	148,464	86,159	58.0	62,305	96,613	51,851	34.9	63	0

（資料 道路現況調査）

## （２）その対策

主要幹線道路の整備を促進し、道路交通網の充実を図る。

国道275号の拡幅及び交通安全施設の整備を推進する。

町道の除排雪体制の強化を図るとともに、除雪機械の整備充実を図る。

高齢者等交通弱者に配慮したバス路線確保等、生活交通対策の充実。

民間運行事業者への要請や調整を行い、現行路線を維持する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交 通手段の確保	(1)市町村道 道 路	町道川3線道路舗装工事 L=310m W=3.0(4.0)m	町	
		町道中央線道路舗装工事 L=1,005m W=5.5(7.0)m	町	
		西2条通線歩道改修工事 L=186.6m	町	
		公衆用道路改良舗装工事 L=72.6m	町	
		岩村線道路改良舗装工事 L=533.6m	町	
		黄浦線道路舗装工事 L=382m W=3.0~4.0m	町	
		山25・26・27号線道路舗装工事 L=101m×3路線 W=3.0m	町	
	橋りょう 河 川	橋梁長寿命化計画に伴う橋梁補修委託・工事 補修工 委託 一式	町	
		支浦臼内川護岸整備委託・工事 整備工 委託 一式	町	
	(7)自動車等 自動車	町営バス購入事業(1台)	町	
		滝川浦臼線代替バス購入事業(1台)	町	
	道路整備機械等	雪寒建設機械整備事業 除雪トラック専用車10t 除雪モーターレタ 除雪トラック 10 t 除雪ド`ザ` 13t 除雪`-`- 150ps 除雪`-`-13t+74kw	町	
	(9)過疎地域持続的発展特 別事業	生活交通対策事業(滝浦線・月浦線) 民間バス事業者の撤退に伴い交通弱者に配慮 した公共交通手段の確保のため、民間バス事 業者の運行経費に対し補助をおこなう。	町	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	生活交通対策事業(タクシー利用券発行事業) 高齢者等交通弱者に対する交通手段の確保が課題であり、バス路線と共に重要な生活交通手段となっているタクシーをより利用しやすくするため、利用券を発行し、過疎地交通の確保に資する。	町	
		町営バス運行事業(新うらうす線) 民間バス事業者撤退に伴い、交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、持続可能な町営バス運行をし、過疎地域交通の確保に資する。	町	
		乗合タクシー運行事業 高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトゥドアでの交通が求められている。そのため、町内の主要施設に連絡する乗合タクシーを運行し、交通の確保に資する。	町	
		一般タクシー運行事業 高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトゥドアでの交通が求められている。そのため、一般タクシーを運行し、交通の確保に資する。	町	
		町道維持管理事業 本町の町道の多くは、アスファルト系簡易舗装となっており、豪雪地であるとともに基幹産業が農業であることから除雪車両や大型農業機械の通行が多く、路面等補修や法面補修等適切な維持補修を実施することにより、町道の長寿命化が図られ、安心かつ安全な生活道路を確保することができる。	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路、橋りょう、河川、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定する。

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施する。

施設の状況や財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行する。

## 6 . 生活環境の整備

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 上下水道

本町の水道事業は、ほぼ町内全域を給水区域として西空知広域水道企業団で行っており、令和2年3月末現在の給水人口は1,643人、給水件数は717件、年間給水量は118,820<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となっている。

今後、給水人口が減少していくにつれて、給水量と料金収入はともに毎年減少していくことが見込まれることから、一層のコスト縮減を行い、安定的かつ健全な経営を維持していく必要がある。

一方、下水道事業は、石狩川流域関連下水道として平成9年度より整備を行い、令和2年3月末現在、認可面積102.5haに対し、100.9haの整備が完了し、整備率は約98.5%となっている。

引き続き生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、水洗化を促進するとともに、公共下水道施設の効果的・効率的な維持管理による経営の健全化に努める必要がある。

また、これら公共下水道整備地域以外においては、浄化槽設置整備補助事業により水洗化を進めているが、浄化槽の設置や管理に対する意識が必ずしも高いとはいえない状況にあり、合併処理浄化槽の設置を引き続き促進していくとともに、適正に管理されるよう、啓発・指導の強化に努める必要がある。

#### イ 公営住宅等の整備状況

本町の公営住宅等は、定住人口にも大きく影響することから計画的に建設等の整備を計画的に進めている。

令和3年3月末で管理している公営住宅等は、公営住宅が152戸、特定公共賃貸住宅が35戸、合計187戸となっている。

今後は、ひばり団地の建替事業とあわせて、浦臼町公営住宅等長寿命化計画に基づいた住宅の改善・耐震化・長寿命化を図ることにより、安心して快適な生活環境の整備に寄与していく必要がある。

公営住宅の年度別建設状況及び管理状況

(単位：戸)

年度	建設戸数			管理数	年度	建設戸数					管理数
	1種	2種	計			1種	2種	新法	計	特公賃	
S54		4	4	4	H5	4	4		8	16	24
S55		8	8	8	H6	4	8		12		12
S56		8	8	8	H7	4	4		8	8	16
S57		6	6	6	H8				0	7	7
S58	2	6	8	8	H17			8	8		8
S62		2	2	2	H18				0	4	4
S63	2	2	4	4	H19			8	8		8
H1	2	2	4	4	H25			12	12		12
H2	8		8	8	H27			12	12		12
H3	4	4	8	8	R1			8	8		8
H4	4	4	8	8	R2			8	8		8
					合計	34	62	56	152	35	187

資料：建設課調べ

ウ 消防施設の整備状況

本町の消防・救急体制は、浦臼町、砂川市、奈井江町、上砂川町の1市3町で構成する砂川地区広域消防組合による広域的な体制のもと、奈井江・浦臼支署が本町の業務を行っている。消防団については、3分団で総員57名（令和3年4月1日現在）をもって活動している。

統合庁舎が奈井江町に設置されており、火災・救急出動時の到着時間など、町民の不安の声があったが、令和2年11月に浦臼消防団本部の建替を行い、近年全国で多発している自然災害に対し、対応の迅速化、消防団の活動促進などソフト・ハード両面での強化を行った。

今後も、救急活動の高度化を目指し、専門的知識をもった人材の育成、消防無線のデジタル化など、年次計画に沿った施設や装備の整備充実を図っていく。

## エ 公園・緑地等快適環境施設の整備状況

休暇取得促進による労働時間の短縮などに伴い、人々の余暇時間も年々増加傾向にあり、観光に対する国民のニーズが高まっている。本町においても、近年の人々のニーズに対応するため、古くから町内外の人々に親しまれている鶴沼公園を基軸とし、6カ年かけてオートキャンプ場、テニスコート、日本庭園などの整備を行い、その内容の充実を図った。また、平成11年には開町100年を記念して「いこいの森公園」がオープン。

今後は、本町の豊かな自然環境が残る地理的特性を活用した、自然志向に対応する観光の振興、美しい農村景観の保全など、緑のあるまちとしての魅力をPRし、地域の振興へとつなげていく取り組みが望まれる。

## オ 塵芥処理施設の整備状況

本町のごみは、民間業者委託により収集を行い、本町を含めた近隣2市3町からなる砂川地区保健衛生組合の施設と中・北空知5市9町からなる中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設で処理を行っている。各施設で資源化できるものを分別・リサイクルし、可燃ごみと生ごみについては、熱や発生ガスを発電に利用している。

今後も、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止対策などを推進する必要がある。

一方、快適な生活環境と衛生的な生活を維持するためには、円滑なし尿処理も重要な課題である。

本町におけるし尿の収集は、町内指定業者により行われている。処理については、平成27年度から石狩川流域下水道組合6市6町により建設した奈井江浄化センターで行っている。今後は、円滑なし尿収集体制を維持するとともに、広域的連携のもと、処理施設の適正管理・有効活用に努める必要がある。



## (2) その対策

下水道供用区域外地域の浄化槽設置整備の促進。

公営住宅等の維持管理・整備の促進。

廃棄物の広域処理・適正処理の推進。

快適な生活環境、衛生的な生活環境の維持。

## (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設	一般廃棄物運搬車輛管理施設建設事業	町	
		一般廃棄物最終処分場屋上防水シート補修事業	町	
		一般廃棄物最終処分場外壁補修事業	町	
		塵芥収集車購入事業	町	
		マンホールポンプ更新工事 ポンプ及び分電盤更新・実施設計・ストックマネジメント策定 一式	町	
	(5)消防施設	小型動力ポンプ付水槽車整備事業	組合	
		消防自動車整備事業	組合	
		高規格救急自動車整備事業	組合	
	(6)公営住宅	ひばり団地建設事業 木造平屋建 7棟28戸 実施設計・工事監理・駐車場・解体・移転補償 一式	町	
		ひばり団地建設事業(地域優良賃貸住宅) 木造2階建 4棟4戸 実施設計・工事監理・駐車場・移転補償 一式	町	
		さくら団地屋上防水等改修工事	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	浄化槽整備設置事業 本町の水洗化率は全国平均を大きく下回っていることから下水道区域外の世帯を対象として合併処理浄化槽設置費を補助することにより、水洗化率の向上・地域の快適な生活環境の整備に寄与する。	町	

5 生活環境の整備	危険施設撤去	公共施設解体事業 町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大を防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。	町	
		公共施設解体事業 ( 札的墓地管理人住宅 ) 町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大を防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。	町	
		旧鶴沼小学校解体事業 町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大の防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。	町	

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

公営住宅等は浦臼町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修や建設を行い、安心して快適な生活環境整備に努めている。

公共施設等は公共施設等総合管理計画等に基づき、老朽化により危険が生じる建物は現状を把握し解体・撤去を行い、安全な生活環境の確保を図る。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て支援

核家族化の進展、地域産業の低迷に伴う若年層の流出や女性の社会進出が常態化する中で、高齢化とともに少子化問題が地域における大きな社会問題となっており、人口及び産業構造、さらに生活環境や集落機能への影響が懸念されている。

本町ではこれまで、次世代育成の計画（平成17年度策定「浦臼町次世代育成支援行動計画」、平成26年度策定「第1次浦臼町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度策定「第2次浦臼町子ども・子育て支援事業計画」）に基づき、保育サービスの充実や子どもの放課後対策の推進、母子の健康の確保に向けた取組、子育て世帯への経済的支援の推進など各種の子育て支援施策を推進してきた。

また、平成30年度には幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた認定こども園なかよし（公設民営）を開園したほか、子育て世代包括支援センターを保健センター内に開設し、子育てに関する悩みや困りごとなどの相談に応じるとともに情報提供等を行っている。

保護者が仕事のため家庭にいない児童を預かる子ども広場を農村センターで開設しており、夏休みや冬休みなどの長期休業中も実施している。

各種子育て支援事業に取り組んでいるが、出生率の低下や非婚化・晩婚化に伴う未婚率の上昇など少子化に対する課題は多い。

#### イ 高齢者福祉

本町では、平成5年度に特別養護老人ホーム(30床)、平成17年度にグループホーム（認知症対応型共同生活介護・9床）、平成24年度に地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を開設し、在宅介護が困難な高齢者への福祉の充実を図るとともに、施設を利用したデイサービスやショートステイ事業の実施により在宅福祉体制の充実を推進している。

また、高齢者の生きがいを高めるため、健康づくりの事業、老人クラブへの助成等を行い、高齢者の文化・教養活動や社会参加活動の充実を図っている。

介護保険については、制度開始当初より空知中部広域連合（1市5町による広域連携）で事務を行っており、相談支援、権利擁護、ケアマネジメント等の包括的支援事

業を空知中部広域連合から委託を受けて実施している。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに進んでいくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、高齢者福祉・介護の充実は引き続き町全体の重要な課題となっている。

このため、関係機関との連携や広域的な連携を一層強化し、これまで行ってきた取組を点検しながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策・事業を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていく必要がある。

## (2) その対策

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの成長に合わせた切れ目のないきめ細やかな支援事業の促進。

高齢者の健康、生きがいづくり事業の推進。

社会福祉法人と連携し、介護サービスの確保と高齢者生活支援の充実を図る。

### (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	(7)市町村保健センター及 び母子健康包括支援セン ター	保健センター改修事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特 別事業	乳幼児・児童及び生徒医療費扶助事業 基金積立 満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの医療費無料化の拡大を継 続して実施し、本事業をより推進すること により子育て支援・定住促進に寄与する。	町	
		保育料等助成事業 基金積立 保育施設を利用する児童の保護者に対し、保 育料及び給食費を助成することにより、家庭 の経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長 に寄与するとともに、子育て支援及び定住促 進を図る。	町	
		医療費扶助事業 (重度心身障害者) (ひとり親家庭等) 基金積立 重度心身障害者やひとり親家庭等の医療費を 助成し、低所得者層の支援をおこなうこと により対象世帯の健康増進と福祉の向上に資 する。	町	
		予防接種事業 法定予防接種及びインフルエンザ等任意予 防接種の接種者への費用を助成し、接種率の向 上・疾病予防意識の高揚を図ることにより、健 康の増進さらには医療費抑制に資する。	町	
		がん検診事業 各種がん検診の費用を助成し、受診率向上の 啓発をおこなうことにより、早期発見・早期治 療による医療費の抑制、疾病予防の推進を図 り、住民の福祉の向上と健康増進に寄与す る。	町	
		一般・特定不妊、不育症治療費助成事業 経済的負担により子を持つことを諦めざるを 得ない状況を減らすため、治療費用の一部を 助成し、少子化の抑制を図る。	町	

6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特 別事業	妊産婦健康診査事業	町	
		公費負担の拡充により妊産婦の経済的負担の 軽減、安心して子どもを産み育てられる環境 を整備し、少子化の抑制と出産・子育てを支援 し過疎対策に資する。		
		高齢者生活支援事業等委託事業 (配食サービス) (安否確認サービス) (外出支援サービス) (除雪サービス) (福祉バス運行)	町	
		高齢者等が住み慣れた地域において自立した 生活を営めるよう必要な支援をおこなうた め、各種事業を社会福祉協議会に委託して実 施する。高齢化社会に対応したきめ細かな サービスを提供することにより高齢者等の保 健福祉の増進を図り、福祉のまちづくりを推 進する。		
		社会福祉協議会補助金 (地域福祉事業費補助金)	社協	
地域における各種ボランティア活動やふれあ い広場等の地域福祉事業を実施する町社会福 祉協議会に対し、その事業費について補助を おこなうことにより、福祉の増進のみなら ず、世代間交流や福祉活動を通じた地域の活 性化に資する。				
社会福祉法人等利用者負担軽減事業	町			
高齢化の進展による介護サービスへの需要の 高まりから介護サービスの質や量の確保が求 められており、生計困難者等の低所得者に対 し本事業を実施し、すべての高齢者のニーズ に合った介護サービスが利用可能となり、高 齢者等の福祉の向上に資する。				
出産記念品事業	町			
	子の誕生を祝福し出産祝い金を交付すること により、保護者の経済的負担を軽減し、子育 て支援及び定住促進を図る。			

6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特 別事業	ベビー用品貸出支援事業 乳幼児等子育て用品のリース代を助成することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。	町	
		乳幼児紙おむつ等購入費助成事業 乳幼児の紙おむつ等の購入費用を支援することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。	町	
		認知症健診事業 認知症を前認知症段階で早期発見し、早期に治療を開始することにより認知症の進行を緩慢するとともに、健康寿命の延伸と生活の質の低下を予防し、町民の健康増進に寄与する。	町	
	その他	広域保育施設入所事業 共働き世帯等支援及び少子化対策	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 8 . 医療の確保

### ( 1 ) 現況と問題点

本町の医療機関については、町立診療所と町立歯科診療所があり、いずれの診療所も指定管理方式により運営している。

町立診療所は、19床の病床を擁しているが、現在入院患者の受入れは行っておらず外来のみの診療体制をとっており、初期医療と必要に応じた訪問診療に徹している状況にある。

これまで医師の確保や医療機器の整備等を実施し診療所の充実を図っているが、疾病構造の多様化、生活習慣病やその予備群の増加、高齢化の急速な進行等に伴い医療ニーズは高度化・専門化していくことが予想されているため、これらへの対応が大きな課題となっている。

このため、地域医療機関として、継続的な医師の確保を図るとともに、母子保健分野など保健福祉事業との連携や町外専門医療機関との連携の強化、医療機器の整備や医療内容の充実を図る必要がある。

救急医療体制については、輪番制や休日当番制など医療圏域による連携や中核医療機関である砂川市立病院により24時間対応できる体制が整備されているが、引き続き安全・安心な救急医療体制を継続できるよう広域的な連携を推進する必要がある。

### ( 2 ) その対策

町内医療施設および機器等の整備を図る。

母子保健分野など保健福祉事業との連携や町外専門医療機関との連携の強化。

安全・安心な救急医療体制の確保。



### (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設	医療施設整備事業	町	
		町立診療所屋上防水改修事業	町	
		町立診療所外壁塗装補修事業	町	
		町立診療所真空ボイラー改修事業	町	
		医療機器整備事業	町	
		町立診療所電子カルテ導入事業	町	
		内視鏡システム購入事業	町	
		X線断層撮影装置購入事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	救急医療確保対策事業 ・病院群輪番制運営事業負担金 ・救急医療啓発普及費負担金 ・小児救急医療支援運営事業負担金 救急医療・小児救急の確保対策に係る広域的 取組みに参画し、住民の安心で安全な暮らし の維持に努める。	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 9 . 教育の振興

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 小中学校

本町には、浦臼小学校、浦臼中学校が設置されているが、少子化の影響により児童数・生徒数は減少の一途をたどり、令和2年度の学校基本調査では小学校の児童が81名、中学校の生徒が39名となっている。

学校施設については、課題となっていた校舎の耐震化に対し、平成25年に中学校の建替え、平成27年に小学校の大規模改修工事を行い、学校施設の整備を実施。

また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質・能力を備える人材育成に向けて、プログラミング教育が必修化されるなど、情報活用能力を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられており、情報技術を活かした授業を推進するため、GIGAスクール構想により令和2年度に整備した通信ネットワーク環境及び1人1台の端末を有効活用し、電子教科書を導入するなど、質の高いICT教育の指導体制の充実、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備、個に応じた指導の充実に努める。

#### イ 社会教育

本町では、幼児から高齢者までに様々な学習機会を提供するため、各種事業を実施しているが、人口減少や高齢化に伴い参加人数は減少している。

このため、現行事業の内容の見直しや外部講師を招致した新規事業の実施、社会教育団体への活動支援により、町民が自主的に活動できる環境づくりを積極的に推進する必要がある。

また、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、特に急速な情報化により、インターネットからの有害情報などが身近な存在になっており、犯罪に巻き込まれる可能性も高まっている。地域や関係団体と連携・協力体制を構築し、青少年の非行防止や有害情報の排除など健全育成に努めているが、継続して地域の教育力の向上を図り、見守り体制を強化して青少年の健全育成に努める必要がある。

スポーツ事業の展開として、公共施設等総合管理計画に基づき、スポーツ施設や集会施設の適正な維持管理を行い、健康増進事業やスポーツ大会を開催していく。

## 学校の状況

浦臼小学校

(単位：人)

年度	浦臼小学校			鶴沼小学校			晩生内小学校			合 計		
	児 童	学級数	教 員	児 童	学級数	教 員	児 童	学級数	教 員	児 童	学級数	教 員
		普通			普通			普通				
S55	183	6	9	51	2	7	56	4	9	290	12	25
S60	154	6	9	63	4	7	50	2	7	267	12	23
H 2	118	6	9	57	4	8	64	6	9	239	16	26
H 6	106	6	9	44	4	8	37	2	7	187	12	24
H 7	168	6	10							168	6	10
H12	115	6	10							115	6	10
H17	118	6	10							118	6	10
H22	98	7	11							98	7	11
H27	81	8	12							81	8	12
R 2	81	9	15							81	9	15

平成7年度 浦臼小学校に統合

資料 学校基本調査

浦臼中学校 (単位：人)

年度	浦臼中学校		
	生 徒	学級数	教 員
		普通	
S55	176	6	12
S60	151	6	12
H 2	132	6	12
H 6	129	5	11
H 7	122	4	10
H12	86	3	11
H17	45	4	11
H22	58	3	10
H27	51	5	12
R2	39	5	13

資料 学校基本調査

## (2) その対策

安心・安全で適切な学校施設の維持管理を推進。

質の高いICT教育の指導体制の充実。

JETプログラムを活用したALTによる英語教育の推進。

生涯学習プログラムの充実及び地域団体・ボランティアの育成。

青少年の健全育成及び体制の充実。

集会施設、体育施設の維持管理

## (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	農村センター改修工事	町	
		鶴沼改善センター改修事業	町	
		ふれあいの家改修工事	町	
	体育施設	ふるさと活性化センター改修事業	町	
		B & G 海洋センター改修事業	町	
		ふるさと運動公園野球場改修工事	町	
	(4)過疎地域持続的発展特 別事業	総合的学習等活動支援事業 小中学校において児童や生徒が自発的・横断的 な課題学習に取り組めるようスキー学習や調 理実習を兼ねた体験学習など少人数学級に対 応したきめ細かな総合的教育の実施を支援 し、将来を担う子ども達の資質や能力を育 む。	町	
		浦臼町子ども広場運営事業 学校開設中や長期休業中に地域の児童に安心 と安全な居場所づくりをを提供し、「地域の 宝」である子ども達の健やかな育みを促進す るとともに学習やスポーツ・地域住民との世代 間交流を通じた人材育成を図る。	町	
		高齢者大学みどり学園運営事業 少子・高齢化等過疎化の進む本町において高齢 者がもつ知識や技能は地域の貴重な財産であ り、世代間交流を通じた活動においてその役 割は非常に大きいものがある。また生涯学習 の推進も図られ、高齢者が住み慣れた地域で 充実した生活が営めるように支援することに より、地域の活性化に資する。	町	

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	高等学校通学等支援助成金交付事業「併用型」 基金積立 本町においては、高等学校等の設置がないため、近隣市町の高等学校への通学等している現状であり、保護者の経済的負担となっている。こうした状況を踏まえ、就学支援の観点から安心して子育てのできる環境を整備し、子育て世代の町外流出を防ぎ、過疎地域の持続的発展に資する。	町	
		学校給食費助成事業 児童及び生徒の学校給食に係る費用を支援することにより、当該経費を負担する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援を図る。	町	
		各種検定料助成事業 対象の検定を受けた児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の基礎学力の向上及び学習意欲の向上を図る。	町	
	(5)その他	外国語指導助手招致事業 A L T 招致による英語教育の推進	町	
		スクールバス更新	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

集会施設や体育施設は町内外から多くの利用があり、住民の憩いや健康増進の場として住民ニーズが高い。

しかしながら、老朽化が進んでおり維持補修等の費用負担が高んでおり、当該計画に基づき、計画的に整備を図っていく。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町の集落は、南北12kmにわたる国道275号に沿って鶴沼、浦臼、晩生内の3地区に15の行政区があり、これまではそれぞれ市街地が形成されて生活圏を構成してきたが、少子高齢化や人口減少等に伴い、コミュニティ活動が停滞傾向にある。

コミュニティ意識の高揚や人材の育成、町内会活動の支援などコミュニティ形成に向けた取組を進めていくことが必要となっている。

昨今の大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等が発生する中、地域での支え合い、助け合うことの重要性が再認識されており、コミュニティ機能の再生が求められている。

### (2) その対策

集落機能の維持・活性化に資する町内会等の活動支援。

コミュニティ活動の支援。

### (3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	その他	町内会助成事業 自治会活動に対する交付金	町	

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本町では、町民が文化芸術とふれあう機会を創出するため、幼児から高齢者までのあらゆる世代へ向けた芸術・音楽鑑賞会を実施するとともに、町民の自主的な活動の促進や芸術・芸能発表機会の創出に向け、文化祭実行委員会や文化協会への支援を実施している。

しかし、伝統芸能の保存、伝承が困難となるなどの課題も生じていることから、今後も関係団体との連携を密にしながら文化芸術をさらに身近なものとして定着させるとともに、自主的な活動や活動成果を発表できる環境づくりを進めつつ、質の高い鑑賞会の開催や文化芸術団体等への支援を継続する必要がある。

また本町には、坂本龍馬の甥にあたる坂本直寛が入植し、坂本家一族が大正時代まで住んでいたという坂本龍馬家ゆかりの地でもある。郷土史料館には坂本龍馬に関わるゆかりの品物が残されており、貴重な文化財として保護・展示することにより、まちおこしの一助となることが期待されている。

今後も、文化財の適切な保存に努めるとともに、施設の計画的な改修、また、展示方法の改善や企画展の開催など、文化財の有効活用を図り、町民の郷土に対する理解や関心をさらに高め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめるよう努めていく。

### (2) その対策

町民の自主活動の促進、文化意識の高揚。  
芸術・芸能発表会や芸術鑑賞事業の実施。  
郷土史料館の充実とまちおこしへの活用。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本町は石狩川水系の河川や沼が多く点在し、うるおい豊かな水辺空間に恵まれるとともに、西部には樺戸連山が広がり、水と緑の優れた自然環境と豊かな景観を誇る。

このような豊かな自然を保護する取組として、公共施設における節電、防犯灯のLED化、一般住宅への太陽光発電システムの設置助成事業等の再生可能エネルギーの利活用事業を実施している。

地球環境やエネルギー政策に対する関心は世界規模で高まり続けており、本町においても、町民の自主的な環境保全活動の促進や持続可能なエネルギー資源を活用した資源循環の仕組みの構築など、豊かな自然環境の保護と低炭素・循環型社会の実現に向けて積極的に取り組む必要がある

### (2) その対策

#### 地球温暖化対策の推進

- ・ 公共施設における節電や照明器具のLED化、町民への情報提供  
景観に配慮した再生可能エネルギーの導入の推進
- ・ 一般住宅への太陽光発電システム設置助成等住宅リフォーム補助事業の実施



## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

豊かな緑の美しい農村景観は、地域住民の心を豊かにし、誇りと愛着を感じさせるばかりでなく、都市生活者に憩いと安らぎを与える貴重な自然財産である。

こうした、自然環境の保全を図り、町の特性や生活の条件に配慮しながら、美しい自然と調和したまちづくりを推進する必要がある。

少子・高齢化が進行し地域の活力が減退する中ではあるが、若者の定住化を促進するため、結婚・出産・子育てに関する切れ目のない支援や、定住・移住の促進、超高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが求められている。

将来に渡り事業継続を行うための事業としては、「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て支援や学校給食費の無料化、高等学校通学等支援助成など保護者負担の軽減を図る事業、移住定住を図るための住宅リフォーム助成、高齢者の生活支援事業等を展開しており、事業継続のため基金の積み立てを行う。

### (2) その対策

子育て支援事業の実施の継続

- ・乳幼児や児童等の医療費扶助、保育料助成
- ・学校給食費の無料化や高等学校通学等支援助成

住宅環境整備の助成事業の継続

- ・住宅リフォーム等補助

高齢者生活支援事業の実施の継続

## 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	住宅リフォーム等補助事業 空き家等に対する除却工事費を補助し、安心かつ安全な生活環境を確保するとともに、新築やリフォーム等工事費を補助し、快適な住宅環境の整備を促進して人口流出を抑制する。また、町内企業への新たな経済効果も生み出し、本町の持続的発展に資する。	町	
		住宅取得助成事業 将来にわたり町内に生活基盤を置くための施策を実施することにより移住及び定住を促進し、地域の活性化を図る。	町	
		友好交流町交流事業 (高知県本山町) 高知県本山町と交流の促進と産業や教育を通じた情報交換を目的として中学生・一般町民を対象とした人的な相互交流の実施に助成金を支給する。異なる風土や文化に触れ、相互のまちづくりの一助となり、それぞれの地域活性化・発展に資する。	町	
		ふるさと交流事業 (東京浦臼会) 東京都在住の浦臼町出身者との交流を通じて情報を交換し、特産品の特産品PRなど、町の地域活性化・発展に資する。	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	畜産振興資金利子補給費補助事業 畜産振興資金の利子分を補助することにより畜産業の近代化・大規模化を図り、担い手対策及び農業の振興に寄与する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	農業経営基盤強化資金利子補給事業 農業経営基盤強化資金の利子分を補助することにより、認定農業者の経営安定と近代化を図るとともに担い手の確保・農業活性化に資する。	町	
		農業活性化支援事業 次代を担う農業経営者が行うスマート農業に要する経費や新規就農者に対する補助を行うことにより、担い手の確保・農業活性化に資する。	町	
		水稲直播栽培技術普及事業 町内における主要作物である水稲について、直播栽培技術の導入を補助し、省力化・低コスト化を図ることで、休耕田等の有効活用に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	町	
		若手農業者チャレンジ応援事業 新規就農者を含む若手農業者が取り組む新規作物や新技術の導入等を支援することで、経営の多角化・安定化を図り、担い手の確保・育成に繋がることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	町	
		基幹水利施設管理事業 浦臼地区 土地改良区と連携し、大規模で公共性の高い揚水機場等の水利施設の効用を適正に発揮できるよう管理することにより、水田農業の基盤安定と振興を図り農業の活性化に資する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続 的發展特別事業	国営造成施設管理体制整備促進事業 食料生産基盤としての機能のみ でなく、水資源のかん養や洪水 防止など多面的機能を有する水 利施設を地域全体の共通資本と 捉え、地域住民と連携のもとそ の管理体制を強化することによ り、農業の振興のみならず、集 落機能の活性化にも寄与する。	町	
		中小企業振興事業 本町における中小企業の自主的 な経営努力を助長し、企業の近 代化、事業の拡大、雇用の促進 を図るため必要な助成を行い町 経済の発展と町民生活の向上に 資する。	町	
		地域活性化事業 浦臼町商工会が特産品消費拡大 事業及び町民向けの小規模イベ ントを実施することにより、商 店街等の活性化を図る。	商工会	
		観光振興対策事業 観光協会やイベント実行委員会 等に対する補助を行い、観光拠 点施設と一体となったイベント 開催による入込客の増加に期待 する。	町	
		観光PR事業 浦臼町観光大使「臼子ねえさ ん」を活用し、道内外へ町の特 産品やイベントをPRし、浦臼 町の認知度の向上とイメージ アップを図る。	町	
		観光施設運営事業 浦臼温泉や道の駅の運営管理を 行い、観光資源PRを図り、関係 人口の創出をめざす。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	生活交通対策事業 (滝浦線・月浦線) 民間バス事業者の撤退に伴い交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、民間バス事業者の運行経費に対し補助を行う。	町	
		生活交通対策事業 (タクシー利用券発行事業) 高齢者等交通弱者に対する交通手段の確保が課題であり、バス路線と共に重要な生活交通手段となっているタクシーをより利用しやすくするため、利用券を発行し、過疎地交通の確保に資する。	町	
		町営バス運行事業 (新うらうす線) 民間バス事業者撤退に伴い、交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、持続可能な町営バス運行をし、過疎地域交通の確保に資する。	町	
		乗合タクシー運行事業 高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトゥドアでの交通が求められている。そのため、町内の主要施設に連絡する乗合タクシーを運行し、交通の確保に資する。	町	
		一般タクシー運行事業 高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトゥドアでの交通が求められている。そのため、一般タクシーを運行し、交通の確保に資する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	町道維持管理事業 本町の町道の多くは、アスファルト系簡易舗装となっており、豪雪地であるとともに基幹産業が農業であることから除雪車両や大型農業機械の通行が多く、路面等補修や法面補修等適切な維持補修を実施することにより、町道の長寿命化が図られ、安心かつ安全な生活道路を確保することができる。	町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	浄化槽整備設置事業 本町の水洗化率は全国平均を大きく下回っていることから下水道区域外の世帯を対象として合併処理浄化槽設置費を補助することにより、水洗化率の向上・地域の快適な生活環境の整備に寄与する。	町	
		公共施設解体事業 町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大を防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。	町	
		公共施設解体事業 ( 札的墓地管理人住宅 ) 町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大を防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。	町	
		旧鶴沼小学校解体事業 町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大の防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域持続的 発展特別事業	乳幼児・児童及び生徒医療費扶助事業 満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの医療費無料化の拡大を継続して実施し、本事業をより推進することにより子育て支援・定住促進に寄与する。	町	
		保育料等助成事業 保育施設を利用する児童の保護者に対し、保育料及び給食費を助成することにより、家庭の経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。	町	
		医療費扶助事業 (重度心身障害者) (ひとり親家庭等) 重度心身障害者やひとり親家庭等の医療費を助成し、低所得者層の支援をおこなうことにより対象世帯の健康増進と福祉の向上に資する。	町	
		予防接種事業 法定予防接種及びインフルエンザ等任意予防接種の接種者への費用を助成し、接種率の向上・疾病予防意識の高揚を図ることにより、健康の増進さらには医療費抑制に資する。	町	
		がん検診事業 各種がん検診の費用を助成し、受診率向上の啓発をおこなうことにより、早期発見・早期治療による医療費の抑制、疾病予防の推進を図り、住民の福祉の向上と健康増進に寄与する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域持続的 発展特別事業	一般・特定不妊、不育症治療費助成事業 経済的負担により子を持つこと を諦めざるを得ない状況を減ら すため、治療費用の一部を助成 し、少子化の抑制を図る。	町	
		妊産婦健康診査事業 公費負担の拡充により妊産婦の 経済的負担の軽減、安心して子 どもを産み育てられる環境を整 備し、少子化の抑制と出産・子育てを支援し過疎対策に資する。	町	
		高齢者生活支援事業等委託事業 (配食サービス) (安否確認サービス) (除雪サービス) (福祉バス運行事業) 高齢者等が住み慣れた地域にお いて自立した生活を営めるよう 必要な支援をおこなうため、各 種事業を社会福祉協議会に委託 して実施する。高齢化社会に対 応したきめ細かなサービスを提供 することにより高齢者等の保健福祉の増進を図り、福祉のま ちづくりを推進する。	町	
		社会福祉協議会補助金 (地域福祉事業費補助金) 地域における各種ボランティア 活動やふれあい広場等の地域福祉事業を実施する町社会福祉協議会に対し、その事業費について補助をおこなうことにより、福祉の増進のみならず、世代間交流や福祉活動を通じた地域の活性化に資する。	社会福祉 協議会	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域持続的 発展特別事業	社会福祉法人等利用者負担軽減事業 高齢化の進展による介護サービスへの需要の高まりから介護サービスの質や量の確保が求められており、生計困難者等の低所得者に対し本事業を実施し、すべての高齢者のニーズに合った介護サービスが利用可能となり、高齢者等の福祉の向上に資する。	町	
		出産記念品事業 子の誕生を祝福し出産祝い金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援及び定住促進を図る。	町	
		ベビー用品貸出等支援事業 乳幼児等子育て用品のリース代を助成することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。	町	
		乳幼児おむつ等購入補助事業 乳幼児の紙おむつ等の購入費用を支援することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。	町	
		認知症健診事業 認知症を前認知症段階で早期発見し、早期に治療を開始することにより認知症の進行を緩慢するとともに、健康寿命の延伸と生活の質の低下を予防し、町民の健康増進に寄与する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業	救急医療確保対策事業 救急医療・小児救急の確保対策 に係る広域的取組みに参画し、 住民の安心で安全な暮らしの維 持に努める。  ・病院群輪番制運営事業負担金 ・救急医療啓発普及費負担金 ・小児救急医療支援運営事業負 担金	町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	総合的学習等活動支援事業 小中学校において児童や生徒が 自発的・横断的な課題学習に取り 組めるようスキー学習や調理実 習を兼ねた体験学習等少人数学 級に対応したきめ細かな総合的 教育の実施を支援し将来を担う 子ども達の資質や能力を育む。	町	
		浦臼町子ども広場運営事業 学校開設中や長期休業中に地域 の児童に安心と安全な居場所づ くりをを提供し、「地域の宝」 である子ども達の健やかな育み を促進するとともに学習やス ポーツ・地域住民との世代間交流 を通じた人材育成を図る。	町	
		高齢者大学みどり学園運営事業 少子・高齢化等過疎化の進む本町 において高齢者がもつ知識や技 能は地域の貴重な財産であり、 世代間交流を通じた活動におい てその役割は非常に大きいもの がある。また生涯学習の推進も 図られ、高齢者が住み慣れた地 域で充実した生活が営めるよう に支援することにより、地域の 活性化に資する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	<p>高等学校通学等支援助成金交付事業「併用型」</p> <p>本町には、高等学校等がないため、近隣市町の高等学校へ通学しており、保護者の経済的負担となっている。こうした状況を踏まえ、就学支援の観点から安心して子育てのできる環境を整備し、子育て世代の町外流出を防ぎ、過疎地域の持続的発展に資する。</p>	町	
		<p>学校給食費助成事業</p> <p>児童及び生徒の学校給食に係る費用を支援することにより、当該経費を負担する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援を図る。</p>	町	
		<p>各種検定料助成事業</p> <p>対象の検定を受けた児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の基礎学力の向上及び学習意欲の向上を図る。</p>	町	